

ご意見をお寄せください

工場立地法における敷地外緑地等に関する ガイドライン(案)について ～市民意見公募(パブリックコメント)のお知らせ～

工場立地法における敷地外緑地等に関するガイドラインを策定することについてのご意見(パブリック・コメント)を以下のとおり募集いたします。

■ 意見公募期間

令和4年7月1日(金)から 令和4年8月1日(月)まで(最終日午後5時必着)

■ 意見を提出できる方

- ・市の区域内に住所を有する方
- ・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市の区域内にある事務所又は事業所に勤務する方及び市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体の構成員
- ・市の区域内にある学校に在学する方

■ 意見の提出方法

別紙「工場立地法における敷地外緑地等に関するガイドライン(案)に対する意見書」にご記入の上、直接持参するか、郵送、ファクシミリ、電子メールにより、企業立地課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号(法人等の場合は、名称、所在地、電話番号)を必ず明記してください。

匿名や電話での意見提出は受け付けません。

■ 意見の提出先

- ・持 参 市役所栄町第三庁舎 1階 企業立地課
- ・郵 送 〒965-8601 ※住所不要 会津若松市企業立地課 宛
- ・F A X 0242-39-1433
- ・電子メール kigyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

■ 留意事項

- ・意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ・提出していただいた書面はお返しできません。
- ・お寄せいただいたご意見については、氏名など個人情報を除き、意見に対する市の考え方とあわせて公表する場合があります。
- ・個々の意見に対し、直接本人への回答はしませんのでご了承ください。

■ 閲覧場所

ガイドライン案の内容は、企業立地課、北会津・河東支所、各市民センター、市政情報コーナー(追手町第二庁舎2階)、生涯学習総合センター、市のホームページで見ることができます。

なお、各施設での閲覧時間は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとなります。(※生涯学習総合センターは、休館日を除く、午前9時から午後10時までです。)

問合せ先 会津若松市企業立地課(電話番号0242-39-1255)